

# 農業委員会事務処理手数料の改定について

令和2年4月1日より、農業委員会が交付する証明書等の手数料を次のとおり改定いたします。

何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

		改定前		改定後
現地目証明	1件1筆につき	1,000円	➡	<b>1,500円</b>
	2筆目以降 1筆加えるごとに	+300円	➡	<b>+400円</b>
申請又は届出の受理証明	1件につき	300円	➡	<b>450円</b>
その他の証明(耕作証明等)	1件につき	300円	➡	<b>450円</b>
その他の手数料 (文書の謄本又は抄本の交付)	1枚につき	300円	➡	<b>450円</b>

★ 改定後の手数料は、令和2年4月1日以後に交付の申請があったものについて適用します。

(例) 3月31日申請 → 4月1日交付 ➡ 改定前の額を適用

4月1日申請 → 4月1日交付 ➡ **改定後の額を適用**

※ お問合せ ※

旭川市農業委員会事務局 事務係

☎0166-25-6729 (直通)